

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「法人」という。）が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するための方針を定めるものである。

2 物品等の調達における基本的な考え方

物品等の調達にあたっては、当該契約が地方独立行政法人総合病院旭中央病院会計規程第 38 条の規定する随意契約を活用するなどして障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。

3 調達目標

35 万円

4 方針の適用範囲

法人の全ての部署が発注する物品等の調達

5 調達の対象となる障害者就労施設等

法人において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 12 号）に基づく事業所・施設等

- ア 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
- イ 地域活動支援センター
- ウ 生活介護事業所
- エ 就労移行支援事業所
- オ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- カ 小規模作業所

(2) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業者等

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律の特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所
- ※重度障害者多数雇用事業所の要件

- ①障害者の雇用者数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障害者等
- ア 在宅就業障害者(自宅等において物品の製造、責務の提供等の業務を自ら行う障害者)
 - イ 在宅就業支援団体(在宅就業障害者に対する援助の業務を行う団体)

6 調達する物品等

特に分野を限定することなく、調達に努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) この調達方針は、法人ホームページにより公表する。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後、法人ホームページにより公表する。

附 則

この方針は、令和7年4月1日から施行する。